重要なお知らせ

入札参加有資格者のみなさまへ

大阪広域環境施設組合

業務委託契約における「最低制限価格」及び「調査基準価格」に おける算定方法の変更について【お知らせ】

令和5年4月1日以降開札分から、最低制限価格及び調査基準価格(以下「最低制限価格等」 という。)における算定方法について、次のように変更させていただきましたので、十分に ご留意ください。

○ 物価資料、建設物価等の資料から予定価格を積み上げて算出しているものの 最低制限価格等について

改正前

予定価格に 10 分の<u>6.6</u>を 乗じて得た額とする



改正後

予定価格に 10 分の<u>7.5</u>を 乗じて得た額とする

【関係規程】

- (1)業務委託契約に係る最低制限価格設定基準
- (2) 業務委託契約に係る低入札価格調査制度運用要領